

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程第15条第2項にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 農地の貸借状況に関する意見・評価

農地の借受面積175.1ha及び貸付面積161.1haについて、それぞれ3月末時点でそれぞれ前年度実績を上回り、順調に実績を伸ばしていることは評価できる。しかし、機構の年間目標面積が200haであることから、さらなる農地の流動化に向けた取組が必要である。

特に、元年度の地域別貸借実績を見ると、産地背景による影響が大きいことも考慮されるが、地域間差がさらに大きくなっている。目標の達成には実績の伸びが低い地域だけでなく県下全体で底上げするような取組が求められる。

なお、果樹を主体にした本県農業の特性を踏まえ、作業性および生産性が高い優良農地を中心に担い手への流動化促進にいつそう努めてほしい。

2) PR活動の取組に関する意見・評価

事業を適正かつ円滑に実施するうえでPR活動はきわめて重要な取組である。

元年度は、農地相談会等の農家への直接的な事業周知、啓発グッズ（フェイスタオル）やパンフレットの作成・配布によるPRの実施、夏の甲子園や年末年始等でのテレビや新聞等のマスメディアを活用したPRを実施し、貸借の問い合わせが増えた等、PRの効果が発揮できたことについて、本年度の活動は妥当と評価できる。

次年度以降も途切れることなく着実にPR活動を実施し、貸借実績の増加につながるよう事業周知に努めていただきたい。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

1) 業務の推進体制に関する意見・評価

本県においては、地域段階に農業協同組合、市町、農業委員会、県振興局等で構成さ

れる農地活用協議会が設置され、農業公社（農地中間管理機構）と一体となった和歌山版農地流動化対策が展開されている。このような業務推進体制は、本県の独自性・地域性を発揮するうえで妥当である。

一方、貸借面積の増加に伴い、機構職員のマッチング等の対応や事務量が増えていることから、農地活用協議会との連携を一層強めるとともに、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員との協働により、強固な体制を整えていただきたい。

2) 業務の取組状況に関する意見・評価

業務を効率的かつ効果的に推進するために、県内すべての農業協同組合に対して業務委託が行われている。農地活用協議会を基盤に地域活動を効率的・効果的に実施するという観点からみて妥当である。

また、令和元年度は新たに有田川土地改良区との業務委託が行われ、土地改良部局との連携強化につながっていることも評価できる。

一方、事業推進には市町・農業委員会との連携が欠かせないことから、農地集積・集約化に関する情報共有や意見交換を行うとともに、土地改良部局と連携した基盤整備事業の導入推進、土地改良区組合員への周知など、関係機関が一体となり事業推進に努めていただきたい。

3 今後の取組に関する評価（意見）

農業者へのPR活動、農地の掘り起こし、継続的なPR活動の実施、重点地域の設定、地域ぐるみの取組啓発など、業務の推進に引き続き邁進してほしい。

また、県と連携し人・農地プランの実質化に取り組むことで、今後地域での話合いが活発になり、農地の流動化が促進されることが期待される。さらに、遊休農地リフォーム化支援事業の導入により、遊休農地が解消され優良農地の確保につながることを期待する。

以上、事業の適正かつ円滑な実施、事業の効率的かつ効果的な実施、およびそれらに付随する事項という観点から審議・評価した結果、令和元年度事業については適切であると評価する。